

企業庁発注業務委託の積算について

1. 積算基準

業務委託の積算基準については、下記を準用することとしています。

図書名	発行元	企業庁の適用時期	備考
水道施設整備費に係る歩掛表	厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課	毎年 10 月	以下「水道」 という
設計業務等標準積算基準書 ^{※1)}	滋賀県土木交通部	土木適用日の1ヶ月後 ^{※3)}	以下「土木」 という
下水道用積算指針(案) ^{※1)}	滋賀県琵琶湖環境部	毎年 10 月	以下「下水道」 という
滋賀県建築工事設計業務等 委託料積算基準 ^{※2)}	滋賀県土木交通部建築課	建築適用日を積算基準 適用日とする。	以下「建築」 という
滋賀県建築工事設計業務等 委託料積算要領 ^{※2)}			

※1) 県庁県民情報室、各合同庁舎の行政情報コーナーにて閲覧できます

※2) 滋賀県建築課ホームページにて公表

※3) 土木の適用日が平成 29 年 4 月 1 日の場合、企業庁は平成 29 年 5 月 1 日に適用します

2. 積算基準の優先順位

業務委託費の積算で用いる積算基準の優先順位は下記を標準とします。

主たる業務	基準歩掛	諸経費
測量業務	土木	土木
設計業務(建築以外) (建設コンサルタント)	①水道 ②下水道 ③土木	水道
設計業務(建築) (建設コンサルタント)	建築	建築
地質調査業務	土木	土木
補償関係コンサルタント業務	土木	土木

3. 積算単価

業務委託費の積算に用いる単価については、下記を準用することとしています。

図書名	発行元	企業庁の適用時期
企業庁実施設計積算単価表 企業庁基礎価格表	企業庁	毎年 5 月、10 月に更新 (企業庁ホームページにて公表)
実施設計積算単価表	土木交通部監理課	土木適用日の 1 ヶ月後 ^{※1)}
滋賀県建築工事基準単価表	土木交通部建築課	建築適用日を積算基準適用日とする
建設物価	建設物価調査会	積算基準月の図書を使用
積算資料	経済調査会	積算基準月の図書を使用
土木コスト情報 (建設物価臨時増刊)	建設物価調査会	春(4月単価): 5月1日～7月31日 夏(7月単価): 8月1日～10月31日
土木施工単価	経済調査会	秋(10月単価): 11月1日～1月31日 冬(1月単価): 2月1日～4月30日

※1) 土木の適用日が平成 29 年 10 月 1 日の場合、企業庁は平成 29 年 11 月 1 日に適用します